

○自転車運転者講習に関する規程

(平成 27 年 5 月 28 日公安委員会規程第 4 号)

改正 令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号 令和 5 年 6 月 20 日公安委員会規程第 8 号
令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号

自転車運転者講習に関する規程を次のように定める。

自転車運転者講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(自転車運転者講習の実施)

第 2 条 自転車運転者講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。

(受講命令に関する手続)

第 3 条 法第 108 条の 3 の 5 第 2 項の規定による命令(以下「受講命令」という。)に関する手続は、本部長が行うものとする。

(講習対象者)

第 4 条 自転車運転者講習は、受講命令を受けた者を対象とする。

(講習の受講申請)

第 5 条 講習の受講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講申請書(様式)により公安委員会に受講の申請をするものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、講習の実施に必要な事項は、本部長が別に定める。

(文書の保存)

第 7 条 文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
自転車運転者講習受講申請書	交通企画課	5 年

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日公安委員会規程第 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。